



西 監 第 16022501 号

平成 28 年 2 月 26 日

西和賀町長 細井 洋行 様

西和賀町監査委員 高橋 政芳

西和賀町監査委員 児玉 正彦

平成 27 年度会計における定期監査報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項並びに西和賀町監査委員条例第 3 条の規定に基づく定期監査を終了したので、別添のとおり報告書を添え報告します。

なお、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員までご連絡ください。



西 監 第 16022501 号

平成 28 年 2 月 26 日

西和賀町議会議長 深澤 重勝 様

西和賀町監査委員 高橋 政芳

西和賀町監査委員 児玉 正彦

平成 27 年度会計における定期監査報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項並びに西和賀町監査委員条例第 3 条の規定に基づく定期監査を終了し、地方自治法第 199 条第 9 項及び第 10 項並びに西和賀町監査委員条例第 9 条の規定によりその結果を当局宛に提出しましたので、その旨報告します。

平成 27 年度 西和賀町定期監査報告書
(平成 27 年度事業分)

西和賀町監査委員

1 監査の対象

今回は、平成 27 年度に執行中である備品購入、請負工事、補助事業並びに委託事業など、その事業金額が 1 件 200 万円以上となる案件を対象とした。

2 監査の方法

監査を始める前に、監査委員事務局が本町財務システムから 1 件 200 万円以上の案件を抽出した。これは、限られた日数と監査に立ち会う職員の日常業務に支障をきたさないようにするためである。また、該当する案件から例月出納検査なども参考にして 38 事業を抽出した。

事務手続きや契約事務などの関係書類を確認し、関係する職員から事情聴取を行い慎重に監査した。

3 監査した委員

西和賀町識見監査委員 高橋政芳・西和賀町議選監査委員 児玉正彦

4 監査に立ち会った職員

- ・各課や室においては、「6 監査対象とした事業、日時、場所、立ち会った職員」を参照のこと。
- ・監査委員事務局は、書記の加藤信彦が監査に同席した。

5 監査の結果

監査対象とした事業は、その目的に沿って適正に執行されており、おおむね良好と認められた。

しかし、一部の事務に関しては改善及び検討を要する事項が見受けられたため、該当した事業には監査時に口頭で意見を発しているほか、西和賀町の財政の合理化に資する観点から意見を述べるので業務の参考にされたい。

6 監査対象とした事業、日時、場所、立ち会った職員

◆1日目 平成27年12月1日(火)

場所	監査時間	担当課	対象案件	立ち会った職員
湯田庁舎 (2階 庁議室)	9:30 ~ 10:20	総務課 選挙管理 委員会事 務局	●公用車管理(湯田庁舎分) ●湯田庁舎等管理費 ●西和賀町議会議員選挙事務	総務課 管財防災GL 高橋松夫 地域振興GL 菊池 輝昌
	10:30 ~ 11:40	企画	●第3セクター経営改善事業 ●まち・ひと・しごと創生総合対策 ●緊急雇用創出事業	企画推進課長 畠山幸雄 政策推進GL 高橋三智昭 主査 加藤一幸
	11:30 ~ 12:00	税務 会計課	●固定資産(家屋)全棟調査事業 ●賦課徴収事務費	税務会計課長 深澤千里 課税窓口GL 高橋智昭 収納GL 吉田博樹
	13:00 ~ 14:00	観光 商工課	●観光協会助成事業 ●観光費臨時事業 ●中小企業融資事業	観光商工課長 小林雅彦 観光商工GL 佐藤太郎
	14:00 ~ 15:00	建設課	●農業集落排水事業(一般施設費) ●温泉事業(温泉施設管理費) ●簡易水道事業(一般管理事務費)	建設課長 柏崎繁美 公営事業GL 高橋弘務 主任技師 藤原啓 主任 高橋竜也
	15:10 ~ 16:30	生涯 学習課	●社会教育総務事務費 ●分館維持管理費	生涯学習課長 加藤真喜子 生涯学習GL 高橋茂和
	16:30 ~ 17:00	建設課	●道路除雪車両管理費 ●除雪機械整備事業	建設課長 柏崎繁美 建設土木GL 小林英介 主任技師 高橋武弘

◆2日目 平成27年12月2日(水)

場所	監査時間	担当課	対象案件	立ち会った職員
沢内庁舎 (3階 議員会 議室)	9:30 ~ 10:35	農業 振興課	●県営経営体(湯田北部) ●農村景観活用交流施設費 ●榊山の幸運宮事業 ●農地集積協力金交付	農業振興課長 泉川道浩 主査 高橋和哉 主任技師 佐々木久和 主事 斉藤未散
	10:40 ~ 11:30	林業 振興課	●森林エネルギー利用で ●森林総合整備事業 ●林溝施設維持管理費	林業振興課長 内記和彦 林業振興GL 久保木哲郎 主任 北島友和
	11:30 ~ 12:00	学務課	●PCB汚染物等処理事業 ●防災機能強化非構造部耐震化事業	教育委員会学務課 学務GL 柳沢里美 主査 吉田祐康
	13:00 ~ 14:25	保健 福祉課	●悠々館管理運営事業 ●患者輸送車管理費 ●巣郷老人憩いの家管理費 ●保育所運営費(せんだん保育所)	保健福祉課 主任 山田ゆう子 主任 高橋高行
	14:30 ~ 15:45	町民課	●公用車管理費(沢内庁舎) ●し尿処理総務費 ●ごみ処理事業 ●戸籍住民基本台帳事務費	町民課長 高鷹 仁 町民生活GL 真壁一男 窓口GL 小松重貴
	15:47 ~ 16:30	医療 保険室	●医療従事者養成事業 ●国民健康保険事業(特定健診) ●国民健康保険医療費通知事業	医療保険室長 佐々木一 主任 高橋 寛 主事 高橋里子

※表中の GL とはグループリーダーの意味です。

●第3セクター経営改善事業の中身の周知を

第3セクター経営改善事業は、町内外の有識者により構成されている第3セクター経営改善協議会が主体となり、第3セクター各社の経営体質強化のために有効な経営管理の指導業務を重点的に行うこととし、公認会計士による経営コンサルティング業務の委託、アドバイザーによる指導や助言など協議会に対し活動補助金を交付していると担当課より説明を受けた。今後も、各社の健全な経営が維持されるよう、経営状況を把握し、適切な関与を行う必要がある。

ただし、本事業が行われていながらも、各社の現在の経営状況や今後の見通し、協議会での協議結果などについて、住民らへの周知がやや不十分であると思われる。町による情報公開においては指針に沿った情報を公開しており、これは適正と思う。しかし、前述したことが、本事業の根拠となり、住民などが本事業の必要性や第3セクターの運営を理解するうえで非常に大切なことと思う。

今後は、第3セクター各社へ現在の経営状況や今後の見通し等を分かりやすく住民などへの周知するよう助言を行うほか、経営改善事業の情報を開示し、住民の理解が得られるよう努力する必要があると考える。いずれにしても、平成26年8月に総務省で策定された「第三セクター等の経営健全化等に関する指針（平成26年8月5日付総財公第102号）」に沿った対応を行い、町財政に深刻な影響を及ぼすことの無いよう徹底した効率化・経営健全化の取り組みを進め、その結果として財政規律の強化に努められることを望む。

●指定管理者制度該当施設の管理やサービス向上の検討を

公共の施設は、町民の福祉を増進することを目的とした施設であり、施設の性質や目的に照らし合わせ、最小の経費で最大の結果を生むようにしなければならない。特に、指定管理者制度で運用している各施設では、住民サービスの向上や効率的な管理運営がされているか指定管理者よりモニタリングを実施し、効果の検証を行い、施設の適正な管理の確保に努めてほしい。

また、施設の管理においては、当該施設を建設する際に交付された補助金の性質や目的に基づき担当する部署を定めているが（例 温泉交流施設であるゆう星館（農村景観活用交流施設補助により整備されたことから農業振興課が管理）や、ゆう林館（森林体験・交流施設整備事業により整備されたことから林業振興課）など）、施設管理の効率化の観点から、今後の施設管理のあり方などを検討してほしい。

●各種団体への補助金交付の検証を

補助金の執行においては、補助金が町税をはじめとした貴重な財源で賄われていることに特に留意し、補助金交付の目的に沿って公正かつ効果的に行わなければならない。そのため、交付にあたっては、公益性・必要性・補助の効果・補助内容の妥当性の4つの視点をもって、継続的な検証を望む。この検証が重要であり、不十分であれば、交付の固定化や既得権化にもつながりかねない考える。